

	第14回 定例総会議事録
1. 日 時	令和7年5月14日（水）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
13名	1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範 7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 13番 黒木 緑子 14番 村上 枝里
4. 欠席委員	
1名	4番 齊藤 耕一
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第14回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第14回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	それでは、議事録署名委員に8番脇委員さん、14番村上委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。 では、議案の審議に入ります。 まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番秋吉委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原小学校から西へ約2kmの範囲に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は近隣の空き家に転居予定の新規就農者で、申請地の2筆ではクリ、ビワ、その他では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、草刈り機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.2haとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から北西へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクタ

	一、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約64a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関市民センターから南へ約2.2km の範囲に点在する農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規参入の農地所有適格法人で、申請地においてクリを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、ユンボ、耕うん機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約22a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ3ページ 2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、小佐井小学校から北西へ約2.5km の距離に位置した農地であ

	り、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカキ、ビワ、ミカンを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有しており、耕うん機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約23a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、明治小学校から北東へ約300m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地の1筆ではプラム、大豆、1筆ではウメを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約8a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、明治小学校から南東へ約400m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地の1筆ではキャベツ、ダイコン、2筆ではカキ、ミカンを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、耕うん機、トラクターを各2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約50a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ5ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番村上委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から1筆は西へ約1.2km、1筆は北西へ約1.3km、その他は南西へ約1.2km から2.3km の範囲に点在した農地であり、現地の1筆は露地野菜が、1筆は膝丈程度の雑草が、その他には麦が耕作されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地の2筆ではジャガイモ、その他では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、乾燥機、草刈機を各4台、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.9ha となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ4番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、森岡小学校から東へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は管理機を1台所有し、トラクターを1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約76aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、土木事業を営む法人が駐車場及び資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ7ページ 一時転用許可申請 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から北西へ約700m の距離に位置する農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、電気工事等の事業を営む法人が風力発電施設建設に伴う資材置場及び資材運搬車両用地として利用するものであり、工事完了後は速やかに農地へ復元する計画です。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、8ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。

事務局	8ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分三地区に位置した農地であり、現地はイチジクの苗が植えられていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチジクを栽培している認定農業者で、申請地においてイチジクを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約48a となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、廻栖地区に位置した農地であり、現地は耕起されてきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分（配分替）と合わせて約1.9ha となります。 9ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、矢ノ原地区、白家地区に位置した農地であり、現地の3筆は耕起、その他は保全管理されてきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3.4ha となります。 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、一本櫟地区に位置した農地であり、現地は保全管理されてきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に和牛を繁殖する認定農業者で、申請地において飼料作物を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.6ha となります。 10ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であ
-----	---

り、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に二ワを栽培する認定農業者で、申請地において二ワを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.3ha となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3.2ha となります。

11ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に二ワを栽培する認定農業者で、申請地において二ワを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3ha となります。

4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、宮尾地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する認定農業者で、申請地においてピーマンを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.6ha となります。

12ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、辻地区に位置した農地であり、現地の3筆は腰丈程度の雑草が生え、その他は保全管理されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する認定新規就農者で、申請地においてピーマンを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約47a となります。

13ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通

	りです。現地調査報告です。申請地は、机張原地区に位置した農地であり、現地は腰丈程度の雑草が生えていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にモモ、イチゴを栽培しており、申請地においてモモを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約30a となります。 14ページ 1番です。こちらは再設定の案件です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。 15ページ 1番です。こちらは配分替になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、廻栖地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分と合わせて約1.9ha となります。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、16ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。

事務局	16ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1975年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから西へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1987年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから南東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。 17ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容の1筆は1968年頃から宅地として利用しており、1筆は1980年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関市民センターから南へ約2.2kmの範囲に点在した農地であり、現地の1筆は宅地として利用され、1筆は耕作放棄により山林化していました。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容の1筆は2005年頃から公衆用道路として利用しており、その他は2005年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関市民センターから南へ約2.2kmの範囲に点在した農地であり、現地の1筆は公衆用道路として利用され、その他は耕作放棄により山林化していました。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 ます。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。 次は、18ページからの 第4号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。
事務局	18ページから21ページです。農地法第3条の3の届出で、相続または時効取得により農地を取得した届出が、合計で13件出ています。 22ページから24ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で6件出ています。 25ページから29ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で39件出ています。 30ページです。農地法第5条第1項第6号一時転用の届出で、市街化区域内農地で一時転用するという届出が、1件出ています。 31ページから32ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で3件出ています。 最後は、33ページです。農地について条件付権利の仮登記についてで、市街化区域内農地において令和7年2月26日に仮登記が設定されたという通知が、1件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	その他協議事項について、事務局から何かありますか。
事務局	ありません。
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第14回定例総会を閉会します。